

審 第 1 9 9 1 号

答 申 第 5 8 2 号

令和 4 年 1 0 月 1 8 日

千葉県公安委員会

委員長 秋 口 守 國 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和 3 年 4 月 1 4 日付け公委（交規）発第 6 5 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 1 1 4 3 号

令和 3 年 1 月 1 5 日付けで審査請求人から提起された、令和 3 年 1 月 1 2 日付け交規発第 3 2 号で行った行政文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）は、令和3年1月12日付け交規発第32号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年12月25日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「令和2年6月19日付公委（交規）発77号にある市原市と交通規制課と市原警察署の協議ができないのが〇〇〇〇地先交差点改良計画の令和2年3月16日の打合せ・協議記録簿（8）（電話協議）で交通部交通規制課の副主査が「意見照会の申請者名は、道路管理者であれば市原市長でも良い。」と、道路法95条の2の道路管理者について県道の道路管理者でない市原市長でよいとしたことにあることから同市長でよいこととした根拠が記載された書類」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを明らかにしないで、本件決定を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和3年1月15日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「令和3年1月12日付け交規発第32号行政文書不開示決定書による不開示決定

とした処分を取消す。」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 審査請求人は、令和2年3月16日の打合せ・協議記録簿（8）（電話協議）の内容について知っているから、千葉県情報公開条例第11条に該当しない。
- (2) 上記（1）の議事録を千葉県警本部長が不開示にしたこと自体が間違っているから、きちんと開示決定をしなければならない。

3 反論書の要旨

弁明の内容に対して

- (1) 「令和2年3月16日の打合せ・協議記録簿（8）（電話協議）の内容の真偽は別として」とあるが真実であるからその確認のために開示をすべきものである。条例8条各号、同11条は関係ない。
- (2) 担当者等の発言を萎縮させたり、担当者等で共有すべき情報を隠匿されるおそれがあることから」とあるが、公務員である担当者が共謀して道路法95条の2で規定の県道管理者でない市原市長が（市道の）道路管理者であるから条文で単に道路管理者とあり、照会であるなら誰でもよいと、計画三叉路の現在の交通量調査をしたら現在の渋滞する近くの交差点への影響から認められないのが明らかなのに、〇〇〇〇への利益供与のため公務員が違法行為を共謀したのを隠ぺいするのは、県民と行政が情報公開による情報共有の制度の趣旨から逸脱し許されない。時間かせぎをし、上記三叉路交差点工事を〇〇〇〇に自費工事させているのが公務員の利益供与の証明である。

第4 実施機関の弁明要旨

1 不開示（存否応答拒否）の理由

本件請求は、令和2年6月19日付け公委（交規）発第77号の不開示部分に関し、その部分の記載内容を提示しており、開示請求に係る文書が存在するか否かを答えること自体が、不開示とした部分を明らかにすることとなり、結果として、条例第8条第6号の規定により保護しようとする事務の適正な遂行を侵害することとなる。よって、当該文書の存否を答えることはできない。

2 弁明の内容

審査請求人は、審査請求の趣旨において、処分の取消しを求めていることから、本件決定の妥当性について検討を実施した。

以下、「令和2年3月16日の打合せ・協議記録簿（8）（電話協議）」を「文書甲」という。

(1) 上記第3 2 (1) について

審査請求人が示す文書甲の内容の真偽は別として、審査請求人が文書甲の内容を知っているか否かは、条例第8条各号及び条例第11条該当性の判断に影響を及ぼさない。

(2) 上記第3 2 (2) について

文書甲は、その後に行われる市原市長から千葉県公安委員会委員長宛てに行われる意見照会に先立ち実施された、市原市の担当者、警察担当者で行った協議の議事録であるが、同文書の「協議概要」欄については、これが開示されることにより、担当者等の発言を萎縮させたり、担当者等で共有すべき情報を隠匿されるおそれがあることから、条例第8条第5号（審議・検討等情報）に該当するとして、令和2年6月25日付け行政文書部分開示決定により不開示としている。この点、同文書に係る打合せ・協議については、上記第2 1 及び2の開示請求時点で、千葉県公安委員長から市原市長宛ての回答が終了し、意見照会としては完結しているものの、当該不開示部分を開示することにより、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第6号（事務事業情報）に該当すると判断したものであり、この判断に何ら誤りはない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定

本件請求に係る行政文書は、上記第2 2のとおり、特定の打合せ・協議記録簿で「意見照会の申請者名は、道路管理者であれば市原市長でも良い。」とあることから、〇〇〇〇地先交差点改良計画に係る意見照会の申請者名について、県道の道路管理者でない市原市長でよいこととした根拠が記載された書類である。

本件請求に対し、実施機関は、上記第2 3のとおり、本件決定を行った。

これに対して、審査請求人は、本件決定を取り消すとの裁決を求めていることから、本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

2 本件決定の妥当性

- (1) 上記第4 2 (2) のとおり、実施機関によれば、本件請求に係る行政文書は、その存否を答えることにより、令和2年3月16日の打合せ・協議記録簿(8)(電話協議)における協議概要の欄に記載されている情報が明らかになるものであると説明する。
- (2) 当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関は、本件請求は、当該記録簿に交通部交通規制課の副主査に係る発言の内容として「意見照会の申請者名は道路管理者であれば市原市長でも良い。」と記載されていることを前提としており、当該文書の存否を明らかにするだけで、当該内容が当該記録簿に記載されているか否かを明らかにすることとなり、条例第8条第6号に規定する不開示情報を開示することとなることから、条例第11条の規定により本件請求を拒否したと説明する。
- (3) そこで、実施機関の説明について、次のとおり検討する。
- ア 当該請求書には、特定の「交差点改良計画の」特定の打合せ・協議記録簿において、「道路法95条の2」に規定する「道路管理者」は、「県道の道路管理者でない市原市長でよいとしたことにある」と記載されている。同条に規定する意見を聴く道路管理者について、当審査会が事務局職員をして、実施機関に確認させたところ、当該計画において、千葉県公安委員会に意見を聴く者は市原市長であっても問題なく、県民等から問合せがあればその旨回答するとのことであった。
- そうすると、当該情報を開示したとしても、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、当該情報は条例第8条第6号に該当する不開示情報に該当しないと考えられる。
- イ 以上のことからすると、本件請求に係る行政文書の存否を答えたとしても、上記第4 2 (2) において実施機関が説明する、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第8条第6号に規定する不開示情報を開示することになるとは認められない。
- (4) したがって、当該文書については、本件決定を取り消した上で、その存否を明らかにして、改めて開示決定等をすべきである。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

4 結論

よって、実施機関は、本件決定を取り消すべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3年 4月14日	諮問書の受付
令和3年 4月22日	反論書の写しの受付
令和3年 9月28日	審議
令和3年10月29日	審議
令和3年11月26日	審議
令和3年12月20日	審議
令和4年 1月28日	審議
令和4年 2月25日	審議
令和4年 3月23日	審議
令和4年 4月25日	審議
令和4年 5月30日	審議
令和4年 6月27日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大久保 佳 織	弁護士	
荘 司 久 雄	前城西国際大学非常勤講師	部会長
湊 弘 美	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)